



岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

岡山市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山市町村総合事務組合条例第1号

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「当該組合市町村の規則」の次に「(以下この項において「条例等」という。)」を、「与えられた日」の次に「及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

第20条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

第20条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

第23条第1項第1号及び第6項第2号、第24条の見出し及び同条第1項第1号、第25条第1項第1号並びに第25条の3第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第40条第2項第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第100条第1号中「小学校」の次に「(義務教育学校を含む。)」を加え、同条第2号中「中等教育学校」の次に「及び義務教育学校後期課程進級時」を加える。

第120条第2項第1号の表中

円	円	円
12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

を

「

円	円	円
12,900	13,700	14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」に改め、同項第4号中「9,100円」を「9,700円」に改め、

同号ただし書中「14,200円」を「14,500」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第124条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 155 条の表中	「	30 年以上	を	「	30 年以上 35 年未満	35 年以上	に改める。
	千円	千円		千円			
	979	979		1,079			
	909	909		1,009			
	849	849		949			
	809	809		909			
	734	734		834			
689	689	789	」				

第 161 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第 17 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 1 項第 1 号及び第 6 項第 2 号、第 24 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 25 条第 1 項第 1 号、第 25 条の 3 第 4 項、第 40 条第 2 項第 1 号、第 124 条第 1 号及び第 161 条第 1 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第 20 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第 3 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和 7 年 4 月 1 日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、新条例第 23 条第 1 項及び第 6 項、第 24 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 25 条の 3 第 4 項並びに岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第 25 条の 3 第 3 項の規定の適用については、拘禁

刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

- 5 新条例第 120 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第 120 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 119 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 6 新条例第 155 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
（岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 7 岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例（令和 5 年岡山市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく当該組合市町村の規則（<u>以下この項において「条例等」という。</u>）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日<u>及び条例等により、4週間を超えない範囲で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日</u>を含む。第20条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第20条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定め</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく当該組合市町村の規則_____により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日_____を含む。第20条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第20条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定め</p>

るもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5), (6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除

るもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5), (6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める

_____日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除

く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～5 略

6 管理者は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

7～11 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合)にあつては、基礎在職期間中

く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～5 略

6 管理者は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮__以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

7～11 略

(退職後禁錮__以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合)にあつては、基礎在職期間中

の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～7 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第20条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第25条の3において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第25条の3において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～7 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第25条の3 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に

の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～7 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第20条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第25条の3において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第25条の3において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～7 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第25条の3 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に

は、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～9 略

(休業補償)

第 40 条 略

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。

(1) **拘禁刑** 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑の執行する場合においておける当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による 監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 略

(入学祝金の給付)

第 100 条 組合員の子又は被扶養者が次の各号に掲げる学校に入学したときは、入学祝金として 20,000 円を支給する。

- (1) 小学校 (**義務教育学校を含む。**)
- (2) 中学校 (中等教育学校**及び義務教育学校後期課程進級時**を含む。)
- (3) 略

(補償基礎額)

第 120 条 略

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断

は、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～9 略

(休業補償)

第 40 条 略

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。

(1) **懲役、禁錮**若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑の執行する場合においておける当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による 監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 略

(入学祝金の給付)

第 100 条 組合員の子又は被扶養者が次の各号に掲げる学校に入学したときは、入学祝金として 20,000 円を支給する。

- (1) 小学校_____
- (2) 中学校 (中等教育学校_____を含む。)
- (3) 略

(補償基礎額)

第 120 条 略

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断

により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて次の表に定める額とする。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副 団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び 副分団長	11,300	12,100	12,900
部長, 班長 及び団員	9,700	10,500	11,300

(2)・(3) 略

(4) 消防作業従事者, 救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し, 負傷し, 若しくは疾病にかかり, 又は消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し, 又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し, 若しくは障害の状態となった場合には, **9,700 円**とする。ただし, その額が, その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは, **14,500 円**を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で, 非常勤消防団員又は消防作業従事者, 救急業務協力者, 水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において, 他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし, 扶養親族のある非常勤消防団員等については, 前項の規定による金額に, 第 1 号 _____ に該当する扶養親族については 1 人につき **100 円**を, 第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき **383 円**を, **第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円**を, それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて次の表に定める額とする。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副 団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び 副分団長	10,800	11,650	12,500
部長, 班長 及び団員	9,100	9,950	10,800

(2)・(3) 略

(4) 消防作業従事者, 救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し, 負傷し, 若しくは疾病にかかり, 又は消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し, 又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し, 若しくは障害の状態となった場合には, **9,100 円**とする。ただし, その額が, その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは, **14,200 円**を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で, 非常勤消防団員又は消防作業従事者, 救急業務協力者, 水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において, 他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし, 扶養親族のある非常勤消防団員等については, 前項の規定による金額に, 第 1 号 **又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに**該当する扶養親族については 1 人につき **217 円**を, 第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき **333 円** _____ を, それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間

_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(休業補償)

第 124 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、組合は、休業補償として、当該非常勤消防団員等に対して、その収入を得ることができない期間、1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 拘禁刑 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律第 2 条の規定による監置の裁判の執行のための監置場に留置されている場合

(2) 略

(退職報償金の支給額)

第 155 条 退職報償金は、非常勤消防団員として 5 年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて次の表に掲げる額を支給する。

(1)～(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間

(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(休業補償)

第 124 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、組合は、休業補償として、当該非常勤消防団員等に対して、その収入を得ることができない期間、1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律第 2 条の規定による監置の裁判の執行のための監置場に留置されている場合

(2) 略

(退職報償金の支給額)

第 155 条 退職報償金は、非常勤消防団員として 5 年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて次の表に掲げる額を支給する。

階級	5年以上		10年以上		15年以上		20年以上		25年以上		30年以上		35年以上	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	40年未満	45年未満	50年未満	55年未満	60年未満	65年未満	70年未満	75年未満
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079	千円 1,179	千円 1,279	千円 1,379	千円 1,479	千円 1,579	千円 1,679	千円 1,779
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	1,109	1,209	1,309	1,409	1,509	1,609	1,709
分団長	219	318	413	513	659	849	949	1,049	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549	1,649
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	1,009	1,109	1,209	1,309	1,409	1,509	1,609
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834	934	1,034	1,134	1,234	1,334	1,434	1,534
団員	200	264	334	409	519	689	789	889	989	1,089	1,189	1,289	1,389	1,489

(退職報償金支給の制限)

第 161 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) **拘禁刑**以上の刑に処せられた者
- (2)～(5) 略

附 則

1～16 略

17 **令和 9 年 3 月 31 日**以前に退職した職員に対する第 20 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、当該組合市町村の長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要

階級	5年以上		10年以上		15年以上		20年以上		25年以上		30年以上	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	40年未満	45年未満	50年未満	55年未満	60年未満	65年未満
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079	千円 1,179	千円 1,279	千円 1,379	千円 1,479	千円 1,579
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	1,109	1,209	1,309	1,409	1,509
分団長	219	318	413	513	659	849	949	1,049	1,149	1,249	1,349	1,449
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	1,009	1,109	1,209	1,309	1,409
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834	934	1,034	1,134	1,234	1,334
団員	200	264	334	409	519	689	789	889	989	1,089	1,189	1,289

(退職報償金支給の制限)

第 161 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) **禁錮**以上の刑に処せられた者
- (2)～(5) 略

附 則

1～16 略

17 **令和 7 年 3 月 31 日**以前に退職した職員に対する第 20 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、当該組合市町村の長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要

な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

18～33 略

附 則

1 略

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第2項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第2項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（以下第2章及び第8章において「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第2項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第2項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

3 略

な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

18～33 略

附 則

1 略

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第3項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第3項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（以下第2章及び第8章において「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第3項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則**第9条第3項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

3 略